令和3年度総務常任委員会管外視察報告書

視察年月日 令和3年11月11日 (木) ~13日 (土)

- **的** 本委員会が所管する事項に関する、先進地の取り組みの調査・研修
- 視 察 先 新潟県三条市(11日)、秋田県にかほ市(12日)
- 視 察 者 平井委員長、橋本副委員長、川戸委員、多賀野委員、谷津委員 浜岡委員、水野委員 (随行)議会事務局 西村課長補佐

視察内容

【新潟県三条市】

- 1. 視察項目
 - (1) マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
- 2. 視察先概要

三条市は、平成17年5月1日に三条市・栄町・下田村による3市町村合併により 誕生した。面積は431km。人口約9.5万人で県内第4位の人口を擁している。

暖房器具メーカーのコロナ、キャンプ用品メーカーのスノーピークなどが本社を置き、ホームセンターのコメリ、暖房器具メーカーのダイニチ工業などの創業地でもあり、隣接する燕市と共に、古くから刃物や工具などの金物加工を中心に栄えてきた県下有数の工業都市である。

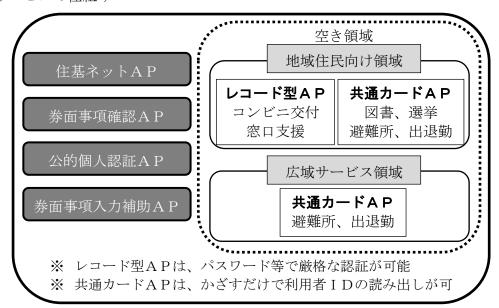
マイナンバーカードによる独自サービスは、住基カードの独自システムの開発やワンストップサービスの総合窓口の取り組みをベースに、市民サービスの向上と業務の効率化の観点から取り組まれている。

- 3. 内容
- (1) マイナンバーカード利活用の目的と独自サービスのポイント
 - 【目的】市民サービス向上、業務の効率化 保険証機能やマイナポイント等で、カード普及と携行率が向上し、 大きな効果が期待される。

【独自サービスのポイント】

- 基本10年間の有効期限(マイナンバーカードの有効期限)
- 原則パスワード省略 (カードAPによる認証方式を採用)
- 住民情報系共同システムの一機能として導入経費を大幅圧縮
- カードAPを利用するため条例制定(法第18条)

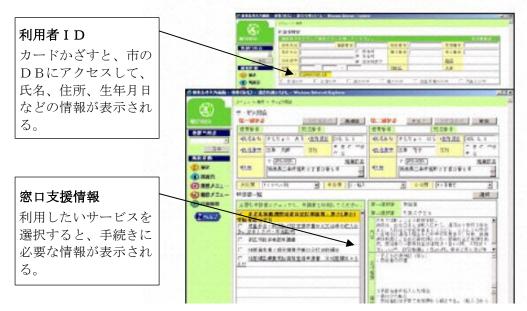
(2) 独自サービスの仕組み



- マイナンバーカードに記録した利用者 I D (市町村 5 桁、任意 8 桁)を利用して、市のD B に登録した利用者情報を取り出すことで、独自のサービスを提供する。(※条例制定が必要)
- (3) マイナンバーカードによる独自サービス
 - ~ 各種窓口等の受付を より優しく よりスピーディーに ~

【総合窓口支援·証明書発行支援】

- カード利用者は手数料割引(コンビニ交付と同じ料金)
- 証明書の発行にパスワードは不要(印鑑証明書を除く)
- カード読み取りにより確認書を自動出力(職員が聞き取ってメモ)
- 総合窓口で対応する約 300 種類の申請書出力が可能(申請書ストック軽減)



【証明書コンビニ交付】

- 手数料の割引
- 全国のコンビニで取得可能

【図書の貸し出し】

- 図書カードの機能付与
- インターネット予約

【選挙の投票入場受付】

- 投票入場券として利用
- 期日前投票時の宣誓書の自動出力
 - ・ 宣誓書記載に係る負担軽減
 - ・カード利用者とレーンを分けることで時間短縮

【避難所の入退所受付】

- 一人のカードで避難世帯全員の受付可
- 避難者名簿作成の短縮(迅速な安否確認等の実現に寄与)

【職員の出退勤管理】

- 在庁者情報の一元管理
- サービス残業等のチェックが容易
- 学校や保育所はカードリーダーで対応可
- (4) 民間協力によるサービス

【特徴】

- カード提示のみ (カードAP未利用)
- 割引等に対する補填無し

【サービス例】

● 日帰り温泉施設「いい湯らてい」

まちなか交流広場「ステージえんがわ」

入館料 100 円割引 コーヒー 1 杯 50 円割引

● 中心市街地拠点施設「TREE」

ランチメニュー注文で、

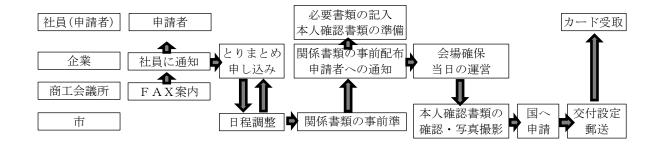
コーヒー1 杯無料

- (5) マイナンバーカードの普及活動
 - 自治会への出前講座と申請代行
 - 市内商業施設での出張申請サポート
 - ・全世帯へのチラシ配布と HP での告知、商業施設にて申請サポート

当日:手書き申請書に必要事項を記入、タブレットで写真撮影

後日:市役所にて本人確認後、カード交付

- ・期間:1ヶ月(申請実績548名)
- 企業訪問による出張申請代行
 - ・商工会議所に支援を要請。加盟企業約 2000 社に FAX で案内を送信
 - ・企業に申請者のとりまとめ、必要書類の事前配布
 - ・市役所に出向くことが困難な方に同意を得て郵送にてカード受取



【主な質疑】

《マイナンバーカードによる自治体独自サービス全般》

- Q マイナンバーカードによる窓口支援について。
 - これまで必要とされた住民票等証明書の添付が省略できるのか。また、住所や氏名等の記載も省略できるのか。
- A 証明書発行支援機能は、証明書コンビニ交付と同じ証明書を、カードの読み取りにより 申請書を記載いただかなくても証明書の発行ができるものとなっている。
- Q 窓口事務の人員等の負担が、どの程度軽減されたのか。
- A 総合窓口支援機能があり、カードの読み取りによって住民異動に伴い必要となる各種申請書を氏名や住所などが記載された状態で出力して記載負担を軽減している。 現在は、カード所持者が少ないことから、職員負担軽減の効果は限定的だが、今後ほとんどの市民がカードを常に持ち歩く状況になることで効果が高まると期待している
- Q 手数料は、どの程度の割引されているのか。
- A 窓口支援による証明書発行手数料としては、住民票、印鑑証明、税証明は300円を2 00円

戸籍は450円を300円に値引きしている。

- Q パスワードの要・不要の基準は何か。不要の場合、本人確認の根拠は何か。
- A 市民に優しいサービスを目指し、原則パスワードを不要とした。必要に応じて、マイナ ンバーカード上の写真で本人確認を行っている。
- Q マイナンバーカードを持ち歩く際の市民のセキュリティ面などの不安は。
- A カードのセキュリティ対策は国において、不正利用や偽造対策が講じられている。カード交付時に紛失時の対応方法等を案内している。また、スマートフォン等の普及により、クレジットカードを利用してのオンライン決済等も普及してきているところから、各々がICチップ付カード利用のメリットとリスクを理解してご利用いただいていると考えている。当市のサービスでは、カードリーダーで読み取るのはカードAP(利用者ID)のみで、マイナンバー自体は読み取っていない。
- Q 運用上の困難点(カードの紛失や暗証番号忘れ、暗証番号無効など)はなかったか。
- A 当市の独自サービスは、原則パスワードを不要としているため、運用上の困難点はないが、現段階では、カードの所持率が低いためサービス利用も低調と考えている。 今後は、ほとんどの市民が保険証利用等のため、平時からカードを所持する状況となった場合には、独自サービスの効果が高まると考えている。
- Q 国は2022年に全員への交付を目指すとしているが、市の考え方は。また進捗は。
- A 政府の「マイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針」では、2023年3月末までに全国民が取得することとされているが、現状において、困難であると考えている。三条市では交付円滑化計画とは別で目標計画交付枚数を設定し、マイナンバーカード取得推進に向けて取り組みを行っていく。マイナンバーカード普及率は令和3年10月現在において、37.4%となっている。





三条市役所にて

4. 所見

- ・三条市のマイナンバーカードの交付実績は34.7% (R3.10.31) であり、本市の交付 状況と大きな差はないが、住基カードが導入されたころから、情報化による市民サー ビスの向上と業務の効率化に取り組まれている。
- ・マイナンバーカードによる市民サービスの種類の多さは、市民にとっては利便性の 向上、行政としては業務効率化が図れる。ぴったりサービスの取り組みは、現在36 項目すべてに取り組まれている。
- ・システムについては、マイキーID方式ではなく、AP方式を採用している。マイキーID方式の場合、パスワード等の入力を要するが、AP方式により基本的にパスワードの入力を省略している。MSアクセスで職員が開発、APを搭載するシステムは住民情報系システムの一機能として導入することでコストを抑えている。別途DBを用意することになるが、市民サービスの利便性は向上する。
- ・三条市で特に注目すべきは、総合窓口支援である。各種証明書の発行については、カードの読み取りにより市民が住所や氏名など記載不要で、約300種類の確認書が自動出力され、必要に応じて職員が聞き取りして対応している。さらに、市民が必要とする手続きについて、職員が適切に応対できるよう画面に必要な手続き等が表示される。現在、本市では各部署で申請書等の発行業務を行っているが、このシステムなら、6市民局の窓口での対応が期待できる。本市においても研究し、導入を検討すべきと考える。
- ・普及啓発については、自治会への出前講座と申請代行、市内の商業施設での出張申請サポートの他、商工会議所の支援を得て、企業訪問による出張申請代行など、攻めの姿勢で普及に努めている。
- ・マイナンバーカードは、個人を特定する証明であると同時に、様々な情報と組み合わせることで、各種手続きの簡素化され市民の利便性は飛躍的に向上する。市民サービスの向上と業務の効率化が同時に果たせるよう、情報化を前提とした手続きの見直しなど、最大限の問題意識をもって取り組む必要があると考える。

【秋田県 にかほ市】

1 視察項目

「再生可能エネルギーの取り組みについて」

- ・再生可能エネルギー全般の取り組み
- ゾーニング事業の取り組み
- · 仁賀保高原風力発電所現地視察

2 視察先概要

にかほ市は秋田県南西部の日本海沿いに位置し、西端は日本海に、南は山形県に接している。南東には鳥海山がそびえ、鳥海山の裾野が海岸近くまで緩やかに高原状になって延びている。気候は対馬暖流が近くを通っている影響を受け、比較的気温が高く、秋田県内においては最も温暖で降雪量も比較的少ない地域である。

人口 23,550 人、世帯数 9,387 世帯、面積 241.13 kmの都市である。

平成17年10月1日に由利郡内の仁賀保町、金浦町、象潟町の3町が合併して市制を敷いた。市域の69%は森林原野、15%が農用地、宅地が3%となっている。

産業構造(平成29年度)をみると、総生産額で、第一次産業が21億9千万円、第二次が793億3千万円、第三次が448億4千8百万円で、就業人口は第一次が約10%、第二次が約40%、第三次が約50%である。第二次産業では製造業が6割の生産額を占め、電子部品・デバイスや生産用機械、金属製品が主なものとなっている。TDKの企業城下町としても知られ、旧仁賀保町とその周辺には、TDKの工場や関連会社が集中している。平成29年度の一人当たり分配所得は315万7千円で、秋田県内2位となっている。



最初に設置された仁賀保高原風力発電所

旧仁賀保町は「風がみえる町」として20年前から風力発電の誘致に積極的に取り組み、令和3年3月時点で20kW以上の風力発電施設42カ所設置(総出力87,200kW)、20kW未満の風力発電施設は34基(総出力470kW)を数えている。

平成30年から令和3年までの3年間をかけ、風力発電に係るゾーニング実証事業(環境省)」に取り組まれた。

京丹後市においては、二つの事業者から風力発電施設建設の 事業計画が提案され、この風力発電事業計画に対し、「美しい ふるさとづくり条例」に基づく審議会を立ち上げた。今後、ゾ ーニングに向けた取り組みが行われる。こうしたことから、総 務常任委員会として、所管事務調査の一環として秋田県 にかほ市を視察調査先をとした。



3 内容

(1) にかほ市の再生可能エネルギー導入に関する取組の経過

平成21年6月 にかほ市再生エネルギー利用ガイドラインの策定

平成23年2月 にかほ市地域新エネルギービジョン策定

① エネルギー自給率の向上、②地球環境保全への寄与、③新たな産業の育成を享受するため、各分野の産業が連携を図り、「自然豊かで快適な生活環境の整った『住みたい町まち』の実現を目指す、ことなどを目的とする。

平成25年1月 にかほ市における風力発電施設建設に関するガイドライン策定 風力発電の施設、及び付帯設備の建設を行う事業者が遵守すべき事項 や調整手順を明らかにすることにより、環境の保全と風力発電施設等 の建設促進との両立を図ることを目的とする。



にかほ市役所 ******* 象潟庁舎にて

(2) にかほ市におけるゾーニングについて

- ・ゾーニングとは、個別の風力発電事業のために事業者が行う環境アセスメントに先立って自治体が主体的に実施する取り組みである。にかほ市では、平成30年度から令和2年度までの3年間、環境省の「風力発電に係るゾーニング実証事業」を受け入れた。対象地域は、にかほ市の陸域全域である。環境保全と風力発電の調和を図るため、関係者・関係機関で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に関する情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で、対象地域を「保全エリア」「調整エリア」「導入可能性エリア」に区分けしたゾーニングマップを作成し、サブマップ(参考情報)、留意事項とともに「にかほ市風力発電に係るゾーニング報告書」(令和3年3月)としてまとめた。サブマップ(参考情報)は、鳥類や渡り鳥、コウモリの生息情報、騒音の影響範囲、景観の影響範囲などの要件ごとに作成されている。※資料参照
- ・実施体制としては、各専門分野の有識者などで構成する協議会、地域住民や利害関係者など地域関係者、秋田県・にかほ市関係課、そして外部有識者で検討を進めた。協議会は2018(平成30)年度から2020(令和2)年度までの3年間に9回の会議を行い、最終的にその協議結果を「にかほ風力発電ハンドブック」としてまとめた。取りまとめ

られた一枚の地図からなるゾーニングマップには、保全エリア、調整エリア、導入可能 性エリアが色分けされて図示され、一目瞭然となっている。

また、導入可能性エリアや調整エリアであっても、事業実施を保証するものではない旨も明記している。事業を計画する際には、ゾーニング報告書を参照し、関係者と協議等を行い、事業の可能性を検討する必要があるとしている。作成されたゾーニングマップを見ると、導入可能性エリアは、秋田県由利本荘市と接する、にかほ市北東域の高原地域が中心となっている。

資料 ゾーニングマップ策定の手順と活用

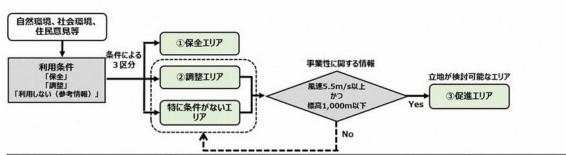
① 情報の整理、区域分け、重ね合わせが一連の流れになる。



No	エリア名称	概要
1	保全エリア	法令等により立地が困難又は重大な環境影響が懸念されるエリア
2	調整エリア	風力発電施設の立地には、何らかの調整が必要なエリア
3	促進エリア	風力発電施設の立地に適したエリア

② ゾーニングマップ (メイン) 作製

マップを500m格子とし、整備したレイヤーを重ね合わせ、保全、調整、促進エリアを抽出していく。



保全エリアの抽出

各500m格子に対して整備したレイヤー(※)を重ね合わせ、利用条件が「保全」である情報項目が存在する格子を「保全エリア」とする。

調整エリアの抽出

保全エリアを除く各**500m**格子に対して、整備したレイヤーを重ね合わせ、利用条件が「調整」である情報項目が存在する格子を「調整エリア」とする。

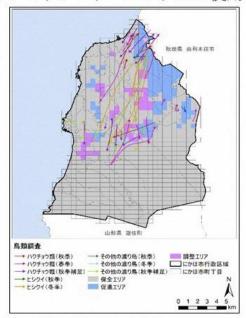
③促進エリアの抽出

事業性に係る情報(風況、標高)を利用条件に従い重ね合わせ、調整エリアおよび特に条件がないエリアの中から事業性に合致する格子を「促進エリア」とする。

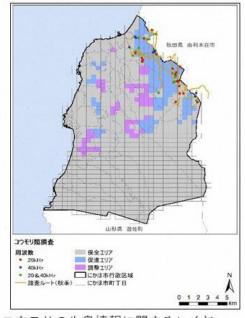
26

③ サブマップの作製

サブマップ: ゾーニングには使用しないが、情報提供が必要なもの。



鳥類、渡り鳥に関するレイヤー



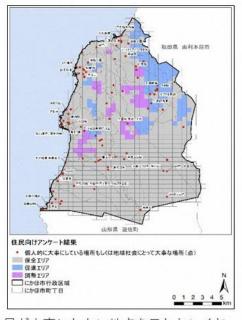
コウモリの生息情報に関するレイヤー 34



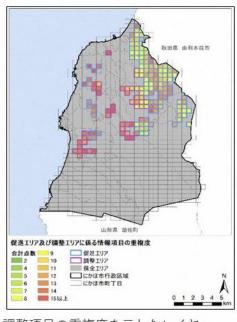
騒音の影響範囲(目安)を示したレイヤー



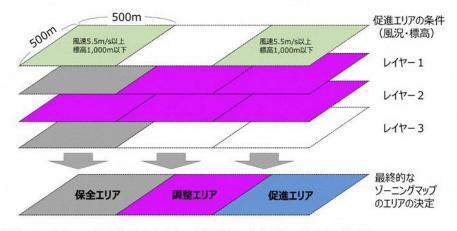
景観の影響範囲(目安)を示したレイヤー



住民が大事にしたい地点を示したレイヤー



調整項目の重複度を示したレイヤー



○個別のレイヤーで保全があれば、最終的にも保全エリアに設定。

○保全エリアがなく、かつ促進エリアの状況が満たされていれば促進エリアに設定。

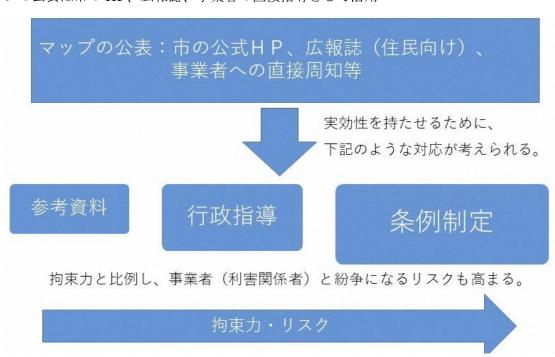
④ 数百枚のレイヤーを重ね合わせ ゾーニングマップを作製

各エリアは下記のとおりである

- 保全エリア
- ・導入可能性エリア
- ・調整エリア
- ・にかほ市行政区域
- 鉄道
- 高速道路
- 高速自動車国道
- 国道
- 都道府県道



⑤ マップの公表は市の HP、広報誌、事業者の直接指導として活用



実効性を足せるために、行政指導や条例制定が考えられる。 拘束力と比例し、事業者(利害関係者)との紛争になるリスクも高まる

【主な質疑】

《再生可能エネルギー全般》

- Q H13年の風力発電設置の発端は。今日たくさんの風車ができるまでの経過は。
- A 事業者からのアクションからスタート。旧仁賀保(にかほ)町は「風がみえる町」という キャッチフレーズで前向きに誘致した。しかし H13 年の風車群が発端になってどんどん 受け入れようということではなかった。事業者は風況マップなどを見て土地の取得に動 く。
- Q 太陽光発電の取り組みや問題点は。
- A 太陽光については取り組み等を行っておらず、ゾーニング実施前の再エネ施設同様、ガイドラインによる指導のみとなっている。大きな問題はない。
- Q 条例制定についてはどのように考えているか。
- A 市民からの意見が多く条例制定を考えている。

《ゾーニングマップ実証事業に関して》

- Q ゾーニング実証事業の意見交換会について参加はどのような方か。web 開催のメリット デメリットは。
- A 参加者は風車に対して慎重な方。逆にステークホルダーとなる建設関係の方も多 かった。web 開催のメリットは どこからでも参加でき、賛成反対が分かれる問題であり、中には顔を見せずに参加したい人もいるなかで、普段の会議では参加できないがwebならば画像offで参加できると言う方も多かった。デメリットとしてはその場の空気感が感じられなかった。
- Q ゾーニングマップ策定で苦労したところは。
- A 偏った意見ばかりにならないよう住民の意見の調整に苦労した。多方面からの意見も出てくるが、白黒つけられるものは全てマップに示し、それ以外はサブマップや留意事項に示した。例「鳥海山に設置しない」「地下水への影響」等
- Q すでにゾーニングが完了しているが適地とされた地域において環境影響調査などとの関係で特徴的な項目などは。
- A ゾーニングを実施したことにより、アセスメントでは拾えないような意見を取り入れ、 事業者への留意事項として反映することが出来た。例えば「にかほ市の適地で風力をや るときにはこういう点に留意してほしい」「撤去時の計画の提示などの指導事項の徹 底」「設置後の影響などのモニタリング」等、アセスメントで拾えない事項をいろいろ 入れることができた。
- Q 3年間でゾーニングに関しては何人の方がかかわってきたのか。予算は。
- A 市の担当としてはひとりで、委託先のコンサルに実務的なことはやっていただいた。専門分野が広く、市役所の事務職員が全てカバーできるものではないと思う。 国からの受託事業で予算は3年で1億2000万円。ほとんど調査費用であった。

- Q ゾーニングが完成したことで、既存の風車がネガティブエリアに入っているようなこと はないか。どう対応するのか。
- A 当然ある。しかし、今すぐ事業撤退ということはいえないので、更新されるときには適 地に移ってほしいということは行政として言っていくことになる。
- Q ゾーニングにかかわる議会サイドの取り組みはあったのか。
- A 議会への説明会などやってきた。議会からの話はなかった。市民対象の説明会に個人と して4名の議員が参加をされた。特別委員会は作っていない。同時に行われた景観条例 などの説明会などでは質問が多かった。
- Q レイヤーが数百枚と聴くが項目の拾い出しはどうしたか。
- A 専門家に任せた。

《風力発電について》

- Q 風車のメリット・デメリットはどうか
- A メリットは税収(固定資産税)、建設工事費などがあげられる。また、間接的なメリットとして、設置地域と事業者もしくは出資者との交流などがあげられる。一般的に言われる「雇用」と「観光」は、残念ながら担当としては根拠に基づくメリットは上げられない。雇用はメンテナンスの事業者が1社、2名程常駐しているのみで、観光についても、「風車が近くに設置されて20年近くなるが、特にメリットもデメリットもない」という事業者の意見があった。 そのため基金を創設して市内に風車を設置している事業者から寄付を募り、それを市のために還元するとともに、市民の方にもこれは風車の設置事業者からの寄付で行っている事業だとPRを行っている。現在は国道沿いの花植え、全自治会への花苗をお渡ししている。

(3) 発電施設現場視察(仁賀保高原風力発電所)





4 所見

・にかほ市においては、平成13年の1,650kw級15基の風力発電施設導入を契機として、令和3年の1,990kw1基建設まで、およそ20年間に1基が20kw以上の発電施設を42基導入してきた経過がある。一方、にかほ市がゾーニングに取り組んだのは、平成30年度から令和2年度までの3年間であり、実際の事業のほうがはるかに早く先行している。この背景としては、にかほ市の地理的、地勢的な条件が影響しているのではないかと思料される。つまり、にかほ市の風力発電施設の大半は、人家や市民の生活圏からかなり離れた高原状の地域に立地しており、あえてゾーニングするまでもなく、自ら立地が適切なエリア、あるいはそうでないエリアの仕分けが、容易だったという条件が備わっていたのではないか。

しかし、そういう、にかほ市であっても、ゾーニングに関する審議会を3年間に9回 開催し、住民、自然保護団体、電力事業者など関係者のあいだで丁寧なコミュニケーションの場をつくりながら進められたことは、評価に値すると考える。

今、外部事業者による風力発電施設整備の計画がある本市においては、にかほ市と地理的、地勢的条件を大きく異にするだけに、可及的速やかにゾーニングのための調査、協議、審議の組織を立ち上げ、市民生活の安心・安全と自然環境の保全、再生可能エネルギー導入の「可能性」、またその適地・不適地、地域経済の活性化などの多角的な観点からの検討に着手すべきである。

- ・再生可能エネルギーの導入は地球温暖化対策として絶対に避けて通れない課題である。 再生可能エネルギーは、密度は低いものの、日本中どの地域でも存在する。この可能エネルギーの特徴をいかして、地域と住民の力に依拠して活用をすすめてこそ、大規模な普及が可能になるのではないか。そうすれば地域おこしにとっても貴重な資源となる。地域のエネルギーとして、地域が主体になって開発・運営し、その事業に資金を供給する取り組みを推進して行くことで新たな雇用や、地域への利益が生まれて地域に還元され、環境破壊を起こさない再生可能エネルギーの利用をはかれるのではないか。環境破壊や人体への悪影響がある場合には必要な是正措置をとらせるなど規制の強化を国にはたらきかけないといけない。これを機会に京丹後市も再生可能エネルギーについての学習や、啓発が必要である。
- ・にかほ市には風力発電施設が多く設置されており、ゾーニング手法も確立されている。 実際のゾーニングの考え方や、マップ作りの経緯、その活用について貴重な意見を聞く 機会となった。京丹後市において今後作成されるゾーニングマップで市として事業者に 対して、「保全エリア」「導入可能性エリア」「調整可能エリア」など示すことができ 住民の安心につながる。